

# 会議所ニュース

発行 俱知安商工会議所・中小企業相談所 電話代22-1108

## V字回復を目指す企業のための販売戦略

9月10日(金)俱知安商工会議所・中小企業相談所主催のセミナーがホテル第一会館にて開催され、17名のご参加をいただきました。ネクストマーケティング株式会社代表取締役である水野智則氏を講師にお招きしました。

講座では、経営状況の整理として受講者事業所の収支計画とS W O T分析による現状把握と将来予測等を行ないました。その後、コロナ禍で売上をV字回復させる為の販売戦略として、マーケティングの視点(顧客・商品・価格・販売促進)から利益を出すポイントを実際の成功事例を用いながら説明していただき、最後にコロナ禍で利用できる国の支援施策について分かりやすく説明していただきました。



## ◆俱知安町 持続化支援金◆

国の月次支援金が対象とならない町内の事業者の事業継続を支えることを目的として、売上減少が30%以上50%未満の事業者を支援します！

### 〈対象となる方〉

令和3年8月から10月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、前年または前々年同月比で売上が30%以上50%未満減少している月(※国の「月次支援金」の給付要件を満たさない月であること)など、町の要件全てを満たす法人または個人事業主に支援金を支給します。

### 【給付額】

10万円(1事業者)

### 【申請期間】

令和3年12月31日まで

☆給付要件・必要書類など詳しくは

俱知安町役場・観光商工課

☎56-8012

## ◆時短要請対象 飲食店等協力金◆

北海道からの時短要請協力金の対象とならなかった飲食店等を支援します！

### 〈対象となる方〉

北海道での緊急事態措置(令和3年8月27日から9月12日分)に際し、従来から20時前に営業時間が終了するため、北海道からの時短要請協力金(緊急事態措置協力支援金)の対象とならなかった飲食店等(飲食店・遊興施設・結婚式場)を営営する町の要件全てを満たす法人または個人事業主に協力金を支給します。

### 【給付額】

5万円(1店舗)

### 【申請期間】

令和3年11月30日まで

☆給付要件・必要書類など詳しくは

俱知安町役場・観光商工課

☎56-8012

会員親睦事業開催

去る10月8日(金)に開催いたしました第37回倶商会頭杯ゴルフ大会(28名参加)並びに第26回倶商議員会長杯パークゴルフ大会(10名参加)が晴天に恵まれ盛会裏のうちを終りました。優勝者については次の通りです。



『議員会長杯パークゴルフ大会』  
優勝 佐藤 晃氏



『会頭杯ゴルフ大会』  
優勝 門田 淳氏

『税を考える週間事業』  
を開催します

日頃から国民各層・納税者の皆様に租税の意義、役割や納税行政の現状について、より深く理解していただき、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、納税意識の向上に向けた取組を行っています。今年度も昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、規模を縮小し、人数制限を設けて開催いたします。



令和2年『税を考える週間事業』

まちトーク  
開催のお知らせ

倶知安町では今年度も感染防止対策を徹底し、まちトークを開催することとなりました。昨年同様テーマを決めず、日頃感じている疑問や身近な関心ごとなど、対話を中心といたします。本年度は新庁舎となり初めてのまちトークとなりますので、役場での開催も予定しております。

また、倶知安町中小企業センターでも10月29日(金)18時30分から開催されます。

他の会場及び日程詳細につきましては、倶知安町役場住民環境課生活安全係までお問い合わせ下さい。

☎56-8005

ほっかいどう応援クーポン  
取扱店募集

北海道では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた道内事業者を応援するため「ほっかいどう応援クーポン」の発行を予定しております。

ほっかいどう応援クーポン  
取扱店募集のお知らせ

11/26(日) 当日消印有効

TEL. 011-350-5634

本事業は、観光誘客促進道民割引事業(どうみん割)により道内の宿泊施設等を利用する旅行者へクーポンを配布し、土産物店、小売店、飲食店、交通事業者等、様々な店舗や施設でご利用いただくことで、地域での消費を喚起し、感染症の影響で需要が落ち込んでいる道内事業者を応援し、地域経済の回復を図ることを目的としております。

事業開始は新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてからとなっておりませんが、事業開始に先立ち「ほっかいどう応援クーポン」取扱店舗の募集を始めております。

詳細につきましてはホームページ(<https://hokkaido-ouen.jp>)を、確認頂くか、商工会議所(TEL22-1108)もしくはお問い合わせセンター(TEL011-350-5634)までお問い合わせ下さい。